

元八王子地本執行委員長代行 沼澤氏に対する3000万円返還請求

和解

2019年11月20日、沼澤元八王子地本執行委員長代行が組合費3000万円を銀行口座から引き出し、持ち去った事件で和解が成立しました。

裁判で明らかになった持ち去った3000万円の使い道

○元組合員 永田氏の不動産購入(奥多摩)1500万円

2019年10月3日800万円、2020年1月29日700万円を古井元特別執行委員に交付

使用項目「奥多摩探索費」「飲食・交流費」「掃除機等の各種家電、草刈り機等」「リフォーム代、水道工事代」「中古車購入」

1500万円は
裁判中に返却
損害遅延金約138万円付

—その他の争点—

○元書記への退職金 765万7655円

沼澤氏の主な主張：書記への退職金として支払った。

組合の主な主張：勤続年数7年でこの額は高すぎる！

JR東労組の退職金規定に準じていない！

組合費をいかに取り戻すのかの
観点で八王子地本と共に判断

○残金 734万2345円

沼澤氏の主な主張：地本の金庫に残っている。

組合の主な主張：金庫の中のお金は何のお金か書いてない！不明だ！

和解で金銭的解決へ

和解条項(要旨)

・被告(沼澤氏)は、原告(JR東労組中央本部・八王子地本)に対し、「元組合員永田氏の不動産購入(奥多摩)1500万円」とは別に、本件解決金として、367万円の支払い義務を認める。

解決金の支払いは、組合費の不当利得、
不当使用を認めたという事だ！



不正を働き分裂を行った者の正体を組合員に明らかにしよう！